五条第三十項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十九項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第六十項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第六十二項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十三項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条に次の三項を加える。

58　政令附則第十一条第四十三項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

59　政令附則第十一条第四十四項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第四十三項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

60　法附則第十五条第三十七項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。）の用に供する償却資産以外のものとする。

附則第六条の三第一項中「又は旅客自動車運送事業」を削り、「次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める固定資産」を「線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産又は車両」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「停車場」の下に「、変電所」を加える。

附則第六条の四の見出しを「（政令附則第十一条の三第三号の固定資産）」に改め、同条第一項中「附則第十一条の三第一項第三号」を「附則第十一条の三第三号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第八条第四号中「（昭和二十四年法律第百九十五号）」を削る。

附則第十二条の三第一項中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改め、同項第三号ロ中「、運動室（主として重量挙げ及びボディービル用具を用いて健康管理及び体力向上を目的とした運動の用に供するものをいう。）」を削り、同項第四号に次のように加える。

ニ　結婚式場

附則第十二条の三第一項第五号中「第十六条第一項」を「第八条第一項」に、「内閣総理大臣」を「沖縄県知事」に、「第七条第一項第一号」を「第七条第一号」に改め、同条第三項中「附則第十六条の二の八第四項」を「附則第十六条の二の八第五項」に改める。

附則第二十二条の三第二号イ中「農業委員会」の下に「（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）」を加え、同条第三号イ及び第四号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十二条の四の見出し中「附則第三十一条の二」を「附則第三十一条の二第三項及び第四項」に改め、同条中「附則第三十一条の二」を「附則第三十一条の二第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　政令附則第三十一条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、国土交通大臣の発行する証明書で、次に掲げる事項の記載があるものとする。

一　当該書類を提出する者が法附則第五十一条の二第二項の規定に該当する第一種鉄道事業者（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者をいう。）であること。

二　法附則第五十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする土地が同項に規定する被災鉄道施設（次号及び第四号において「被災鉄道施設」という。）に代わるものとして建設される鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設（政令附則第三十一条の二第一項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。次号及び第四号において「代替鉄道施設」という。）の敷地の用に供されるものであること。

三　被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積及び代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積

四　被災鉄道施設に係る鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業をいう。以下この号において同じ。）の用に供されていた路線の起点から終点までの距離及び代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

五　政令附則第三十一条の二第二項に規定する割合

附則第二十三条第一項第一号ハ中「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項」に、「又は同条第三項（地方税法等改正法附則第二条」を「若しくは同条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項」に改め、「他の自動車」の下に「又は平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車」を加え、同号ニ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十三条の二第一項第一号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「同条第二項（地方税法等改正法附則第二条」を「同条第二項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項」に、「同項に規定する代替自動車又は法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条」を「法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項」に、「同項に規定する他の自動車」を「法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハにお